

高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者又は障がい児の日常生活を支援するため、障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、当該事業者の従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法施行規則附則（昭和 62 年 12 月 15 日号外厚生省令第 49 号。第 4 条に規定する喀痰吸引等研修をいう。
- (3) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (4) 障がい児 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (5) 事業者 次に掲げる種別の障害福祉サービス等を行う者をいう。
 - ア 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち、別表に掲げるものを行う者
 - イ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う者
 - ウ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童発達支援センターを行う者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次条の補助対象経費について他の団体から助成を受けている場合は除く。

- (1) 市内に所在する事業者
- (2) 本市が援護する障がい者又は障がい児に対し喀痰吸引等を行うことを予定している従業員がいる居宅介護事業者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、都道府県若しくは市町村又はこれらに指定若しくは委託された機関が行う喀痰吸引等研修に係る受講負担額（教材費を含む。）とする。ただし、前条第 2 号の補助対象者については、法施行規則附則第 4 条に定める第 3 号研修（以下「第 3 号研修」という。）のみを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、事業所が負担した費用の半額とする。
ただし、従業員1人当たり10,000円を限度とする。

(事前報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修を受講する前に高砂市障がい者喀痰吸引等研修計画事前報告書(様式第1号)により、事前に市長に報告しなければならない。

(交付の申請)

第7条 申請者は、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。研修を受講する従業員との雇用契約書の写し又は雇用を証明する書類

- (1) 暴力団員等に該当しない旨の誓約書(様式第3号)
- (2) 研修を実施した機関が発行する領収書の原本
- (3) 研修を実施する機関の研修費用の内訳が分かる資料
- (4) 研修機関が発行した修了したことが分かる資料の写し
- (5) 法附則第3条1項に規定する認定特定行為業務従事者証の写し
- (6) 登録喀痰吸引等事業者(特定行為)通知書の写し又は登録を受ける旨の誓約書(様式第4号)

(交付申請の期間)

第8条 前条に規定する補助金の交付申請を行うことができる期間は、研修修了後6か月以内又は当該研修日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その旨を高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請及び報告その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(助成金の返還)

第 11 条 市長は前条の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に取消通知書により期限を定めて当該補助金の返還を求めなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか高砂市障がい者喀痰吸引等研修費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助の対象となる障害福祉サービス等

1. 障害者総合支援法関連

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 生活介護
- (6) 短期入所
- (7) 施設入所支援
- (8) 共同生活援助

2. 児童福祉法関連

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス